

平成16年5月18日

各 位

会 社 名  丸文株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐藤 敬司  
(コード番号 7537 東証第一部)

問合せ先 専務取締役管理本部長 黒川 佳一  
(TEL 03-3639-3010)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

(商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行)

当社は、平成16年5月18日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月29日開催予定の当社第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、下記要領に記載のとおり、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 160,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,600個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式数100株。ただし、前項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使時に払込みをすべき1株当りの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株式を発行するときは、次の算式により、発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社あるいは当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の譲渡、質入れおよび相続、その他の処分は認めない。

新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全部または一部につき、これを行使することができる。ただし、新株予約権の一部行使はその目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限りこれを行うことができる。

その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めることによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が新株予約権の権利を行使する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなったとき、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄したときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(6)に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記、新株予約権の発行につきましては、平成16年6月29日開催予定の当社第57回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。